

最終保障供給特例承認申請書

2023年9月8日

大阪ガスネットワーク株式会社

様式第 5 4 (第 7 6 条関係)

最終保障供給特例承認申請書

NW-23-1007
2023年 9月 8日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号
大阪ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 村田 稔

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和5年11月1日から令和6年1月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり15.06円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社はLNG 価格やLPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、記載の金額から1立方メートル当たり0.01円値引き単価が小さくなる場合があります。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の期間の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月～令和6年1月の基準単位数料金又は調整単位数料から1立方メートルにつき15.06円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表1の通り。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表1】

	令和5年11月分～令和6年1月分
1立方メートルにつき	15円 06銭